

監理技術者等の従事期間の大幅な緩和について〔令和7年1月〕

当省発注の防衛施設整備工事において、入札公告等に求める、配置予定技術者の実績における従事期間は『原則、着工から完成まで従事していること。』としています。今般、技術者の担い手確保及び働き方改革等の観点から、受注企業の支援を前提とした監理技術者等に求められる参加要件の大幅な緩和を実施します。

【現状】

企業に求める施工実績は発注する工事の60%程度、監理技術者等に求める施工実績は施工業種の実績（規模は求めない）とし、原則着工から完成まで従事していること。

【緩和措置後】

企業に求める施工実績は発注する工事の60%程度、監理技術者等に求める施工実績は施工業種の実績（規模は求めない）とし、**現場施工期間の1/2以上の期間の経験を有していること。**

（現場施工期間とは契約期間のうち準備工事期間及び工事完成検査後、後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。）

【改正前】



【改正後】



【適用時期】

令和7年2月1日以降に入札公告を行う建設工事を対象に適用します。